熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業

実施方針

令和３年 10 月 28 日

埼玉県熊谷市

目　次

第 1 特定事業の選定に関する事項 1
1　事業内容に関する事項 1
（1）事業名称 1
（2）公共施設等の管理者の名称 1
（3）事業の目的 1
（4）新施設の確保すべき機能の方向性 1
（5）事業方式 2
（6）契約形態 2
（7）官民連携に関する考え方 2
（8）業務範囲 4
（9）事業者の収入 5
(10) 事業スケジュール（予定） 5
(11) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等 5
第 2 特定事業の選定及び公表に関する事項 6
1　選定基準 6
2　選定方法 6
3　選定手順 6
4　選定結果の公表 6
第 3 事業者の募集及び選定に関する事項 7
1　事業者選定に関する基本的事項 7
（1）基本的な考え方 7
（2）選定の方法 7
（3）審査の方法 7
（4）審査会の設置 7
2　事業者の募集及び選定の手順に関する事項 8
（1）事業者の募集及び選定のスケジュール 8
（2）実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会及び見学会について 8
（3）実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付及び回答公表 9
（4）特定事業の選定及び公表 10
（5）募集要項等の公表 10
3　応募者の備えるべき参加資格要件 11
（1）応募者の構成等 11
（2）応募者の参加資格要件 11
（3）応募者の制限 13
（4）参加資格の確認 14
（5）運営業務に当たる者（(仮称）こどもセンター）の応募に必要な実績確認の受付 ... 15

4　審査及び選定に関する事項 15
5　提案書類の取り扱い 16
（1）著作権 16
（2）特許権等 16
第 4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ誠実な実施の確保に関する事項 17
1　基本的考え方 17
2　予想されるリスクと責任分担 17
3　市による事業の実施状況の監視（モニタリング） 17
第 5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 18
1　基本条件 18
2　整備施設概要 19
第 6 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 20
1　基本的な考え方 20
2　管轄裁判所の指定 20
第 7 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項 21
1　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 21
2　市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 21
3　当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 21
第 8 法制上及び税制上の措置並びに財政上の支援等に関する事項 22
1　法制上及び税制上の措置に関する事項 22
2　財政上の支援に関する事項 22
3　その他の支援に関する事項 22
第 9 その他特定事業の実施に関し必要な事項 23
1　市議会の議決 23
2　指定管理者の指定 23
3　応募に伴う費用負担 23
4　問合せ先 23
別紙１　事業スキーム図 24
別紙２　リスク分担表（案） 25
様式１　実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書 27
様式２　実施方針及び要求水準書（案）に関する意見及び提案書 28
様式３　実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会及び見学会参加申込書 29

熊谷市（以下「市」という。）は、熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業（以下「本事業」という。）を、民間の資金、技術的能力の活用により、効率的かつ効果的な事業推進を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「ＰＦＩ法」という。）に準ずる事業として実施することを予定している。

本事業に関し、ＰＦＩ法に準じて特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たって、ＰＦＩ法第５条第１項の規定により実施方針を定めたので、同条第３項の規定に基づき公表する。

●用語の定義

実施方針で使用する用語は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

用語	定義
本事業	「熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業」をいう。
市	熊谷市をいう。
本施設	本事業で整備する建物本体（(仮称）こどもセンター、(仮称）新石原児童クラブ、(仮称）中央保育所、(仮称）保健センター、休日・夜間急患診療所)、建築設備、附帯設備、植栽・外構等の総称をいう。
直営施設	（仮称）中央保育所及び（仮称）保健センター、休日・夜間急患診療所の３施設の総称をいう。
運営施設	（仮称）こどもセンター及び（仮称）新石原児童クラブの総称をいう。
ＰＦＩ法	平成１１年７月に制定された、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律をいう。
ＤＢＯ方式	ＤＢＯ（Design Build Operate の略）方式は、設計（Design)、建設（Build)、運営（Operate）を一括して事業者に委ねる方式をいう。
ＳＰＣ	ＳＰＣ（Special Purpose Company）応募者の構成員が本事業の維持管理・運営を実施するために株主として出資し、設立する特別目的会社をいう。
建設ＪＶ	本施設の設計を行う者と本施設の建設を行う者による共同企業体をいう。設計を行う者と建設を行う者が同一企業の場合を含む。
応募者	本事業への応募企業又は企業グループをいう。
事業者	市と本事業の基本契約を締結する事業者をいう。選定された応募者のうち、構成企業（優先交渉権者）及びＳＰＣで構成される。
代表企業	応募者を代表する企業又は法人であり、ＳＰＣの最大出資比率の出資者をいう。
構成企業	応募者を構成する企業又は法人をいう。
構成員	構成企業のうち、ＳＰＣへ出資する企業又は法人をいう。
協力企業	構成企業のうち、ＳＰＣへ出資しない企業は法人をいう。
設計企業	本施設の設計を行う企業は法人をいう。
建設企業	本施設の建設を行う企業は法人をいう。
維持管理企業	本施設の維持管理を行う企業は法人をいう。
（仮称）こどもセンター運営企業	（仮称）こどもセンターを運営する企業は法人をいう。
（仮称）新石原児童クラブ運営企業	（仮称）新石原児童クラブを運営する企業は法人をいう。
運営企業	（仮称）こどもセンター運営企業及び（仮称）新石原児童クラブ運営企業をいう。
基本協定	優先交渉権者決定後に、市と優先交渉権者が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続について定めるものをいう。
基本契約	事業者に本事業を一括で発注するために、市と事業者が締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、市と建設ＪＶが締結する契約をいう。
維持管理・運営委託契約	本事業の維持管理・運営の実施のために、基本契約に基づき、市とＳＰＣが締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び維持管理・運営委託契約の総称をいう。

第1　特定事業の選定に関する事項

１　事業内容に関する事項

（１）事業名称

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業

（２）公共施設等の管理者の名称

熊谷市長

（３）事業の目的

本事業は、基本理念を「安心できる子育て環境と健やかな暮らしを支える拠点～のびのびすこやかに～」とし、老朽化が進行する保育所や保健施設の再編と併せて、子育て・保健に係る機能の充実及び連携強化を目的としている。本施設の確保すべき機能の方向性を、「熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備 基本構想・基本計画」に記載している。

（４）新施設の確保すべき機能の方向性

ア　子どもがのびのびと過ごせる環境づくり

乳幼児だけでなく小学生・中学生・高校生も含めた全ての子どもたちが、家族や友人と一緒に来て、自由に遊び、学び、体験できる機能を充実させる。特に遊び場空間については、屋外だけでなく屋内にも設置し、天候に左右されずにのびのびと過ごせる環境づくりを行う。

イ　子育ての悩みや心配の解消につながる機能の充実

妊娠、出産、育児など、子育てに関するあらゆる悩みや心配事を気軽に相談できる場を、遊びの場、学びの場の機能と集約することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させる。また、各種相談に関する総合案内機能を付加するとともに、地域的な子育てネットワークを醸成するため、施設を利用する保護者同士が自然にコミュニケーションを取ることのできる環境づくりを行う。

ウ　保育を必要とする保護者に寄り添い、多様なニーズに応える保育機能の強化

一時預かりや特別な支援が必要な児童の預かりなど、保育を必要とする保護者のニーズに応える預かり機能を充実させる。また、テレワークの普及をはじめとした就業形態の変化への対応として、託児付きコワーキングスペースなど、子育てと仕事を両立できる機能を付加する。

エ　健康づくりの推進

健康で自立した生活が長く続けられるよう、市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、社会全体で個人の健康を支え、守る環境づくりを行う。

オ　初期救急医療機能の充実

関係医療機関との協力・連携により、休日・夜間急患診療所における適切な初期救急医療機能を充実させる。

（５）事業方式

本事業は、ＰＦＩ法に準じて実施する事業であり、当該手続により選定された事業者（設計・建設を担う建設ＪＶ及び応募者の構成員が本事業の維持管理・運営を実施するために株主として出資し設立するＳＰＣ）が、市の所有となる本施設について整備及び維持管理・運営を一括して受託するＤＢＯ方式とする。

（６）契約形態

ア　市は、本事業を一括で発注するために、事業者と本事業に係る基本契約を締結する。

イ　市は、基本契約に基づいて、建設ＪＶと本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

ウ　市は、基本契約に基づいて、ＳＰＣと本事業に係る維持管理・運営委託契約を締結する。

エ　基本契約、建設工事請負契約及び維持管理・運営委託契約の各々についての締結主体を「別紙１　事業スキーム図」に示す。

（７）官民連携に関する考え方

（３）に掲げた基本理念をＤＢＯ方式で実現するために、事業者の選定及び事業の実施においては、次の効果が期待できる提案を求める。

ア　複合施設としての相乗効果の発揮

本施設は、「子育て支援と市民の健康づくり」に寄与する事業を官民で一体となって行うための施設である。子どもの病気や発育発達の不安、保護者の心身の不調や育児不安など、複合的な問題の早期発見や深刻化の防止のため、それぞれの機能が連携し、相乗効果を発揮していくことが強く求められる。

本施設は、直営施設も多く、各事業者との連携が求められる。官民一体となり、各機能が融合した運営及びそれを実現するために有効な施設整備を行う。

イ　施設のポテンシャルを高める積極的な自主事業の実施

本事業では、「子育て支援と市民の健康づくり」に寄与する創造的な自主事業を求める。民間事業者の自由な発想、ノウハウ等から、施設のポテンシャルを最大限に引き出す事業及び実施手法を検討し、市・事業者・利用者全てにメリットのある施設運営を行い、新しい公共空間となるような取組を行う。

ウ　きめ細かい市民サービスの推進

本施設は、子育て支援施設と保健拠点施設を中心とした複合施設であり、多様化する子育て世帯への総合的な支援、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する施設となる。

複数の行政担当者と民間事業者が連携して子育てサービス、保健サービスを行うことで、これまで行政サービスが行き届かなかった方へのサポートや支援制度の網から漏れてしまっている方へのきめ細かいサービスを実施し、利用者に寄り添った施設づくりを推進する。

エ　乳幼児から高校生までが集まる地区の特性を生かした施設利用の推進

本施設の周囲 500mの範囲には、歴史のある公立の小中学校及び高校が４校ある。この特性を生かし、地域住民や児童生徒が積極的に関われる仕組みを作り、学齢期に利用してい

た児童が、成人して子育て期に保護者として利用する、子育て期を過ぎ、地域住民として運営に協力する、というような循環的な施設利用を推進する。

オ　ＰＰＰ／ＰＦＩに関するノウハウの構築と地域経済への貢献

市で初めてのＤＢＯ方式による事業であり、行政に加え、参画意欲のある市内企業、経済団体等とノウハウを共有し、今後のＰＰＰ／ＰＦＩ事業の推進を図る。また、市内企業の活用や資材、物品の調達などにより地域経済への貢献を図る。

カ　財政負担の軽減

施設完成後の維持管理・運営を見据えた設計、民間ノウハウの活用による効率的・効果的な維持管理・運営により、市の財政負担の軽減を図る。

（8）業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりである。なお、業務範囲の詳細については、要求水準書で明らかにする。

業務分類		業務項目	（仮称）こどもセンター	（仮称）新石原児童クラブ	（仮称）中央保育所	（仮称）保健センター	休日・夜間急患診療所	共用部	附帯事業（カフェ等）	民間収益事業（民間提案）
ア施設整備業務	(ｱ)	設計業務（基本設計及び実施設計）	○	○	○	○	○	○	○	○
	(ｲ)	建設工事業務	○	○	○	○	○	○	○	○
	(ｳ)	備品等調達・設置業務	○	○	×	△※1	△※1	○	○	○
	(ｴ)	完成後業務	○	○	○	○	○	○	○	○
	(ｵ)	その他施設整備上必要な業務	○	○	○	○	○	○	○	○
イ開業準備業務	(ｱ)	維持管理・運営体制の確立業務	○	○	△（維持管理のみ）	△（維持管理のみ）	△（維持管理のみ）	○	○	○
	(ｲ)	供用開始前の広報活動業務	○	○	×	×	×	○	○	○
	(ｳ)	供用開始前の予約受付業務	○	×	×	×	×	○	○	○
	(ｴ)	開館式典、内覧会等の実施業務	○	○	△（開館式典・内覧会のみ）	△（開館式典・内覧会のみ）	△（開館式典・内覧会のみ）	○	○	○
	(ｵ)	開業準備期間中の維持管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ維持管理業務	(ｱ)	建築物保守管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○
	(ｲ)	建築設備保守管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○
	(ｳ)	備品等保守管理業務	○	○	×	×	×	○	○	○
	(ｴ)	清掃業務	○	○	△※2	○	○	○	○	○
	(ｵ)	警備業務	○	○	○	○	○	○	○	○
	(ｶ)	環境衛生管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○
	(ｷ)	外構等保守管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○
	(ｸ)	エネルギーマネジメント業務	○	○	○	○	○	○	○	○
	(ｹ)	修繕・更新業務	○	○	○	○	○	○	○	○
エ運営業務	(ｱ)	運営管理業務	○	○	-	-	-	-	-	-
	(ｲ)	専用使用管理業務	○	×	-	-	-	-	-	-
	(ｳ)	使用料の徴収代行及び還付業務	○	×	-	-	-	-	-	-
	(ｴ)	運営業務	○	○	-	-	-	-	-	-
	(ｵ)	自主事業	○	○	-	-	-	-	-	-
	(ｶ)	子育て世代包括支援センター及びファミリー・サポート・センター	×	-	-	-	-	-	-	-
	(ｷ)	子育て世代包括支援センター及びファミリー・サポート・センターとの連携業務	○	-	-	-	-	-	-	-
オ附帯事業	(ｱ)	飲食・休憩スペースの運営	-	-	-	-	-	-	○	-
	(ｲ)	事業者の提案による民間収益事業	-	-	-	-	-	-	-	○

※1　庁用備品のみ民間事業者の業務範囲に含め、医療機器等の特殊備品は公共の業務範囲とする。

※2　定期清掃のみ民間事業者の業務範囲に含める。

（9）事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア　設計及び建設業務に係る対価

市は、建設ＪＶが実施する設計及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設ＪＶに支払う。支払いは基本的に出来高に応じて支払う。

なお、本事業では、合併特例債、次世代育成支援対策施設整備交付金（厚生労働省・（仮称）こどもセンター分）及び子ども・子育て支援整備交付金（（仮称）新石原児童クラブ分）の活用を想定している。

イ　維持管理及び運営業務に係る対価

市は、ＳＰＣが実施する維持管理及び運営業務に係る対価について、維持管理及び運営期間にわたって維持管理・運営委託契約に定める額を支払う。

ウ　（仮称）新石原児童クラブの運営に係るおやつ代

（仮称）新石原児童クラブの運営に係るおやつ代は事業者の収入とする。

エ　自主事業に係る対価

事業者が、運営施設の設置目的及び方針に基づき自ら企画立案し、市の承認を受けて実施するイベント等による収入については、事業者の収入とすることができる。

オ　附帯事業及び民間収益事業に係る対価

事業者が本施設の一部を活用し、実施する附帯事業及び民間収益事業の収入は事業者自らの収入とすることができる。

カ　地域子育て支援拠点事業所の運営に係る補助金

事業者は「熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けること。

(10) 事業スケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）は次のとおりである。

基本協定の締結	令和４年 10 月
特定事業仮契約の締結	令和４年 11 月
特定事業契約に係る議会議決（本契約締結）	令和４年 12 月
設計及び建設期間	令和５年１月～令和７年 12 月
開業準備期間	令和８年１月～令和８年３月
維持管理及び運営期間（供用開始）	令和８年４月～令和 23 年３月
本事業の終了	令和 23 年３月

(11) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施に当たり、事業者は、関係する法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の市が要求する施設整備水準及びサービス水準（以下「要求水準」という。）と照らし合わせて適宜参考とすること。

第2　特定事業の選定及び公表に関する事項

１　選定基準

本事業を従来型事業として市が実施した場合と、ＤＢＯ方式として実施した場合を比較し、事業期間を通じて市の財政負担の縮減が期待できると判断される場合に、ＰＦＩ法第７条の規定に準じて特定事業に選定する。

２　選定方法

市の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

３　選定手順

市は、次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

（１）コスト算出による定量的評価
（２）事業者に移転されるリスクの検討
（３）ＤＢＯ方式として本事業を実施することの定性的評価
（４）上記の結果を踏まえた総合的評価

４　選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せて速やかに市ホームページ等で公表する。事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

第3　事業者の募集及び選定に関する事項

１　事業者選定に関する基本的事項

（１）基本的な考え方

本事業は、設計及び建設段階から維持管理及び運営段階までの各業務を通じて、民間事業者の効率的かつ効果的なサービス及び安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の優れた能力やノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定に当たっては、市の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、建設能力、維持管理能力、運営内容等を総合的に評価することとする。

（２）選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うこととする。

（３）審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。

なお、提案書類の提出方法等については、募集要項等に提示する。

ア　参加資格審査

応募者から提出される、参加表明書及び資格審査に必要な書類により審査を行う。

イ　提案審査

資格審査通過者から提出される、提案内容を記載した提案書類により審査を行う。

（４）審査会の設置

市は、学識経験者及び有識者を中心に構成される「熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

審査会は次の６名で構成される。

応募者が優先交渉権者決定までに各委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

役職	氏名	職名
会長	柳澤　要	千葉大学大学院工学研究院　教授
委員 （職務代理）	難波　悠	東洋大学大学院経済学研究科　教授
委員	大竹　智	立正大学社会福祉学部　教授 熊谷市児童福祉審議会　会長
委員	野村　政子	東都大学ヒューマンケア学部　准教授
委員	小林　教子	熊谷市市民部長
委員	植原　利和	熊谷市福祉部長

2　事業者の募集及び選定の手順に関する事項

（1）事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和３年 10 月 28 日（木）
実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会、現地見学会	令和３年 11 月５日（金）
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付	令和３年 11 月 10 日（水） ～11 月 12 日（金）
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答・公表	令和３年 12 月 15 日（水）
特定事業の選定・公表	令和４年４月
募集要項等の公表	令和４年４月
募集要項等に関する質問（第１回）の受付	令和４年４月
募集要項等に関する質問（第１回）の回答・公表	令和４年４月
参加表明書等の受付	令和４年５月
参加資格審査結果の通知	令和４年５月
参加資格審査通過者との対話の実施	令和４年５月～６月
募集要項等に関する質問（第２回）の受付	令和４年６月
募集要項等に関する質問（第２回）の回答・公表	令和４年６月
提案書の受付	令和４年７月
提案に関するヒアリングの実施	令和４年９月
優先交渉者の決定及び公表	令和４年 10 月
基本協定の締結	令和４年 10 月
特定事業契約の仮契約の締結	令和４年 11 月
特定事業契約の本契約締結	令和４年 12 月

（2）実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会及び見学会について

実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会及び見学会の実施については、次のとおりとする。

ア　説明会及び見学会開催場所

（ア）開催日

令和３年 11 月５日（金）

（イ）当日のスケジュール

	実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会	母子健康センター見学会
場所 （住所）	熊谷市立商工会館３階３号室 （熊谷市宮町二丁目 39 番地）	熊谷市母子健康センター （熊谷市大原一丁目５番 36 号）
第１回	10 時 00 分から 11 時 00 分	11 時 30 分から 12 時 00 分
第２回	13 時 30 分から 14 時 30 分	15 時 00 分から 15 時 30 分
第３回	15 時 00 分から 16 時 00 分	16 時 30 分から 17 時 00 分

※　各回同じ内容とする。

※　熊谷市立商工会館から母子健康センターまでは各自移動するものとする。

※　参加に当たっては、市のホームページから、実施方針等をダウンロードして持参すること。

イ　申込方法

「実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会及び見学会参加申込書」（様式３）に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名には〔説明会及び見学会参加申込書〕と記載すること。

なお、参加申込書の受領確認のため、提出した旨を必ず下記まで電話連絡すること。

熊谷市福祉部こども課　電話：048-524-1111（内線 426）

ウ　参加申込期限

令和３年 11 月２日（火）15 時まで

エ　送付先

熊谷市福祉部こども課

Ｅ-Mail：kodomo[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp

（３）実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付及び回答公表

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付は、次の手順により行う。

ア　質問及び意見の方法

質問及び意見は、「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書」（様式１）及び「実施方針及び要求水準書（案）に関する意見及び提案書」（様式２）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には〔質問及び意見書〕と記載すること。

なお、質問書の受領確認のため、提出した旨を必ず下記まで電話連絡すること。

熊谷市福祉部こども課　電話：048-524-1111（内線 426）

また、次に示す受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

イ　受付期間

令和３年 11 月 10 日（水）～令和３年 11 月 12 日（金）15 時まで

ウ　送付先

熊谷市福祉部こども課

Ｅ-Mail：kodomo[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp

エ　実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答公表

質問及び意見並びに質問及び意見に対する回答は熊谷市ホームページにて公表する。

ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：令和３年 12 月 15 日（水）

（４）特定事業の選定及び公表

市は、本事業がＰＦＩ法に準じて行う事業として実施すべき事業か否かを評価し、適当であると認められる場合は、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

（５）募集要項等の公表

特定事業の選定を踏まえ、募集要項、要求水準書、審査基準、様式集、基本協定書（案）、建設工事請負契約書（案）、維持管理・運営委託契約書（案）を公表する。

以降のスケジュールは、募集要項公表時に明らかにする。

3　応募者の備えるべき参加資格要件

（1）応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア　応募者は、本事業の設計企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業の構成員又は協力企業で構成すること。

イ　応募者は、資格審査申請時に構成員又は協力企業のいずかれの立場であるかを明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が応募手続等を行うこと。

ウ　本事業を実施することと選定された応募者は、仮契約締結までに本事業を実施する株式会社としてＳＰＣを熊谷市内に設立すること。

エ　応募者は、構成員のみとすることも可能とする。

オ　構成員はＳＰＣへ出資することとし、構成員以外のものがＳＰＣへ出資することは認めない。また、代表企業は、構成員の中で、最大出資比率となるようにすること。

カ　構成員には建設企業、維持管理企業及び運営企業を１者以上含めること。

キ　参加表明書提出以降、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

ク　応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

ケ　構成員及び協力企業には、熊谷市内に本社を有する者を１者以上含めること。

コ　本事業は、地元企業のノウハウ蓄積や今後のＰＦＩ普及の意味から、熊谷市内に本社を有する者の積極的な参加を期待する。優先交渉権者の審査に当たっては、地域社会及び経済への貢献の度合いを考慮する。

（2）応募者の参加資格要件

ア　応募者の参加資格要件（共通）

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすこと。

（ア）本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

（イ）本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

イ　応募者の参加資格要件（業務別）

設計、建設、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、上記アの要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

（ア）設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、次のａ～ｄの要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの１者はａ、ｂ、ｃの要件を満たし、1者はａ、ｂ、ｄの要件を満たし、他の者はａ、ｂを満たすこと。なお、ｃとｄを満たす企業は同一とすることも可とする。

ａ　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ｂ　令和３・４年度熊谷市建設工事請負等の入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に登載されていること。

ｃ　平成 24 年４月１日以降に延べ床面積 3,000 ㎡以上の公共施設に係る基本設計又は実施設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

ｄ　平成 24 年４月１日以降に、児童施設（保育所、認定こども園、幼稚園等）に係る基本設計又は実施設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

（イ）建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は構成員とし、次のａ～ｄの要件を満たすこと。ただし、建設業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの１者はａ～ｄの要件を満たし、他の者はａ、ｂを満たすこと。なお、ａ～ｄの要件を満たす構成員を１者含むことで、他の者は協力企業とすることも可能とする。

ａ　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

ｂ　令和３・４年度熊谷市建設工事請負等の入札参加資格名簿（建設工事）に登載されていること。

ｃ　令和３・４年度熊谷市建設工事請負等の入札参加資格名簿（建設工事）において、格付けがⓐ以上であること。

ｄ　平成 24 年４月１日以降に、延べ床面積 5,000 ㎡以上の公共施設の工事に係る施工実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。なお、その施工実績が共同企業体の場合は、当該公共企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

（ウ）維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、次のａ、ｂの要件を満たすこと。ただし、維持管理業務に当たる者が複数である場合は、１者はａ、ｂの要件を満たし、他の者はａを満たすこと。なお、ａ、ｂの要件を満たす構成員を１者含むことで、他の者は協力企業とすることも可能とする。

ａ　令和３・４年度熊谷市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ｂ　平成 24 年４月１日以降に、公共施設に係る維持管理業務について、２年以上の実績を有するものであること。

（エ）運営業務に当たる者（（仮称）こどもセンター）

（仮称）こどもセンターの運営業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次のａ、ｂの要件を満たすこと。ただし、運営業務に当たる者が複数である場合は、１者はａ、ｂの要件を満たし、他の者はａを満たすこと。なお、ａ、ｂの要件を満たす構成員を１者含むことで、他の者は協力企業とすることも可能とする。

ａ　令和３・４年度熊谷市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ｂ　平成 24 年４月１日以降に、次のいずれかの施設に係る運営業務について、２年以上の実績を有すること。

（ａ）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第７条第１項に規定する児童福祉施設のうち、保育所、幼保連携型認定こども園

（ｂ）児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設のうち、児童厚生施設

（ｃ）児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業に基づき設置されている放課後児童クラブ

（ｄ）児童福祉法第６条の３第６項に規定する地域子育て支援拠点事業に基づき設置される子育て支援センター

（ｅ）遊具が設置されている幼児・児童の遊び場の支援を目的とした施設のうち、市が認めるもの（例：屋内及び屋外に整備された遊びの体験施設や空間等）

（オ）運営業務に当たる者（（仮称）新石原児童クラブ）

（仮称）新石原児童クラブの運営業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次のａ、ｂの要件を満たすこと。ただし、運営業務に当たる者が複数である場合は、１者はａ、ｂの要件を満たし、他の者はａを満たすこと。なお、ａ、ｂの要件を満たす構成員を１者含むことで、他の者は協力企業とすることも可能とする。

ａ　令和３・４年度熊谷市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ｂ　平成 24 年４月１日以降に、児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業に基づき設置されている放課後児童クラブに係る運営業務について、２年以上の実績を有すること。

（カ）その他業務に当たる者

（ア）から（オ）までの業務に当たらない者が参加する場合は、その他業務に当たる者として参加するものとする。その他業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、ａの要件を満たすこと。

ａ　令和３・４年度熊谷市建設工事請負等の入札参加資格者名簿又は令和３・４年熊谷市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

（３）応募者の制限

次に該当する者は、構成員及び協力企業になることはできない。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

イ　熊谷市契約規則（平成 17 年規則第 28 号）第 20 条の２の規定により、市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

エ　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第１項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第２項の規定による通告がなされている者

オ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者

カ　直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

キ　ＰＦＩ法第９条に示す欠格事由に該当する者

ク　市が本事業について、アドバイザリー業務を委託した次の者と資本面又は人事面において関連のある者

なお、本業務のアドバイザリー業務に関与した者は次のとおりである。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所

なお、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

ケ　本事業の審査会の委員若しくはこれらの者と資本面又は人事面において関連のある者

コ　次の（ア）から（カ）までのいずれかの場合に該当するもの。

（ア）役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるもの。

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの。

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの。

（エ）役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの。

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

（カ）契約の相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したと認められるもの。

（４）参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、応募者の構成員又は協力企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募者は参加資格を喪失するものとし、次の取り扱いとする。なお、参加資格の喪失に対して、市は一切の費用負担を負わないものとする。また、本事業に関して不正な行為を行った場合の取り扱いについては、基本協定書に従うものとする。

ア　参加資格を有する者であることの確認を受けた日から優先交渉者決定の前日までの間に参加資格を喪失した場合

（ア）代表企業が資格要件を喪失した場合

参加資格を喪失した代表企業が担当する予定であった業務を、構成員が代わり、かつ、構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り、提案書類を提出することができる。ただし、参加資格を喪失した当初の代表企業を応募者から除外しなければならない。

（イ）代表企業以外の構成員又は協力企業が資格要件を喪失した場合

参加資格を喪失した構成員又は協力企業が担当する予定であった業務を、別の構成員又は協力企業が代わる場合は、当該優先交渉権者の決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

また、参加資格を喪失した構成員又は協力企業が担当する予定であった業務を代わる構成員又は協力企業が、応募者の中に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員又は協力企業の追加を認め、当該優先交渉権者の決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

イ　優先交渉権者の決定日から特定事業契約締結日の前日までの間に参加資格を喪失した場合

（ア）代表企業が資格要件を喪失した場合

当該応募者を失格とし、市は次点交渉権者と契約交渉を行うこと。

（イ）代表企業以外の構成員又は協力企業が資格要件を喪失した場合

当該構成員が担当する予定であった業務を、別の構成員又は協力企業が代わる場合は、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

また、参加資格を喪失した構成員、協力企業又は担当する予定であった業務を代わる構成員、協力企業が応募者の中に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員、協力企業の追加を認め、当該優先交渉権決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

ウ　参加資格を喪失した企業又は法人の取り扱い

イの（ア）・（イ）いずれの場合においても、参加資格を喪失した構成員又は協力企業は応募者から除外されるものとし、当該企業が出資を予定していた金額については、他の構成員（新たに追加された構成員を含む。）が拠出しなければならない。

（5）運営業務に当たる者（（仮称）こどもセンター）の応募に必要な実績確認の受付

運営業務に当たる者（（仮称）こどもセンター）の応募に必要な実績確認を募集要項公表後に実施する予定である。詳細は募集要項公表時に示す。なお、本確認は、運営業務（（仮称）こどもセンター）の実績について、提出可能なものかを確認するためのものであり参加資格審査は別途行う。また、本確認の提出は応募に際して任意とする。

4　審査及び選定に関する事項

（1）参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

（2）提案審査

審査会は公募型プロポーザル方式により、評価基準に従い提案書類の審査を行う。

（3）評価事項

評価事項は、募集要項等の公表時に評価基準として提示する。

（4）審査結果

市は、審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、審査結果は市ホームページにおいて公表する。

5　提案書類の取り扱い

（1）著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施に当たって公表等が必要と認められるときは、市は事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

（2）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失又は損害を補償又は賠償しなければならない。

第4　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ誠実な実施の確保に関する事項

1　基本的考え方

本事業における本施設の設計、建設、維持管理及び運営等における業務遂行上の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2　予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「リスク分担表（案）」（別紙２）に定めるものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、市と事業者とが合意の上でその仕組みを構築し、特定事業契約に定める。

3　市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、事業者が本施設の設計、建設、運営及び維持管理について要求水準書に規定した要求水準の達成状況及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

第5　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

１　基本条件

<table>
<tr><td colspan="3">地名地番</td><td colspan="4">熊谷市石原三丁目 27 番地</td></tr>
<tr><td colspan="3">敷地面積</td><td colspan="4">約 27,000 ㎡</td></tr>
<tr><td colspan="3">用途地域</td><td colspan="4">第１種住居地域</td></tr>
<tr><td colspan="3">建蔽率</td><td colspan="4">60%</td></tr>
<tr><td colspan="3">容積率</td><td colspan="4">200%</td></tr>
<tr><td colspan="3">防火地域</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">高度地区</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">埋蔵文化財</td><td colspan="4">包蔵地域外</td></tr>
<tr><td colspan="3">前面道路</td><td>東側道路</td><td>南側道路</td><td>西側道路１</td><td>西側道路２</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td colspan="2">建築基準法上の種類</td><td>１項１号</td><td>１項１号</td><td>１項１号</td><td>１項５号</td></tr>
<tr><td colspan="2">幅員</td><td>市道　6.0m</td><td>市道　5.4m</td><td>市道　5.5m</td><td>位置指定　4.5m</td></tr>
<tr><td colspan="2">一方通行</td><td>南から北</td><td>相互通行可</td><td>北から南</td><td>相互通行可</td></tr>
<tr><td rowspan="4">インフラ敷設情報</td><td>上水</td><td>本管 250φ</td><td>本管 75φ</td><td>本管 100φ</td><td rowspan="4">※位置指定道路のため、インフラ接続は行わない。</td></tr>
<tr><td>下水</td><td colspan="3">本管 250φ</td></tr>
<tr><td>ガス</td><td colspan="2">低圧 75㎜</td><td>中圧 150㎜
低圧 75㎜</td></tr>
<tr><td>電力</td><td colspan="3">高圧電力の引き込みが可能（電力供給会社未協議）</td></tr>
<tr><td colspan="3">洪水ハザードマップ</td><td colspan="4">浸水深さ 1.0m～2.0m 未満</td></tr>
<tr><td colspan="3">既存建物</td><td colspan="4">トイレ１棟（上水：東側道路より引き込み、下水：東側道路本管へ接続）
常夜灯９基</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他</td><td colspan="4">東側道路付近の桜は伐採不可（別図参照）</td></tr>
</table>

2　整備施設概要

【屋内機能】

対象施設		対象機能	延床面積
（仮称）こどもセンター		事務室、支援室、子育て世代包括支援センター、ファミリー・サポート・センター、子育て広場、調理室、乳幼児室、プレイルーム（乳幼児～小学校高学年対象）、図書室、工作室、軽体育室、音楽室、自習室、集会室、多目的室、更衣室（シャワー付）　他	約2,750㎡
（仮称）新石原児童クラブ		児童クラブ室（定員40人×３支援単位）、指導員室、倉庫　他	約500㎡
（仮称）中央保育所		保育室（０歳～５歳、定員150人）、遊戯室、医療室、事務室、更衣室、休憩室、調理室（アレルギー対応用も含む。）、倉庫　他	約1,800㎡
（仮称）保健センター	健康づくり課	防災用備品倉庫　他	約2,300㎡
	保健センター	相談室、多目的室、多目的室用機材室、歯科相談室、ワクチン保管室、体位測定室　他	
	共通	ホール、事務室、大会議室、小会議室、授乳室、更衣室（シャワー付）、休憩室、倉庫、書庫　他	
休日・夜間急患診療所		診察室、隔離診察室、待合室、処置室、受付・事務室、調剤室 倉庫、書庫、医師・薬剤師控室、休憩室、更衣室　他	約320㎡

【屋外機能】

駐車場	約200台
舗装広場兼臨時駐車場	約40台
駐輪場	100台以上
（仮称）中央保育所園庭	約800㎡
（仮称）こどもセンター屋外広場等	約1,000㎡
健康遊具コーナー	約400㎡

第6　特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1　基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2　管轄裁判所の指定

特定事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7　事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、特定事業契約で定める事由ごとに、市、事業者の責任に応じて必要な修復その他の措置を講じるものとする。

1　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

（1）事業者が実施する業務が特定事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、市は特定事業契約を解除することができる。

（2）事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解除することができる。

2　市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

（1）市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。

（2）前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は事業者に生じた損害を賠償する。

3　当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

（1）設計・建設期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、市は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。

（2）維持管理・運営期間において、市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、維持管理・運営委託契約を解除することができる。

第8　法制上及び税制上の措置並びに財政上の支援等に関する事項

1　法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2　財政上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3　その他の支援に関する事項

市は事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第9　その他特定事業の実施に関し必要な事項

１　市議会の議決

市は債務負担行為の設定に関する予算議案について、令和４年３月市議会定例会に提出する予定である。また、特定事業契約に関する議案については、令和４年 12 月市議会定例会に提出する予定である。

２　指定管理者の指定

市は、本施設を地方自治法第 244 条の規定による公の施設とし、ＳＰＣを同法第 244 条の２第３項の規定による指定管理者として指定する予定である。

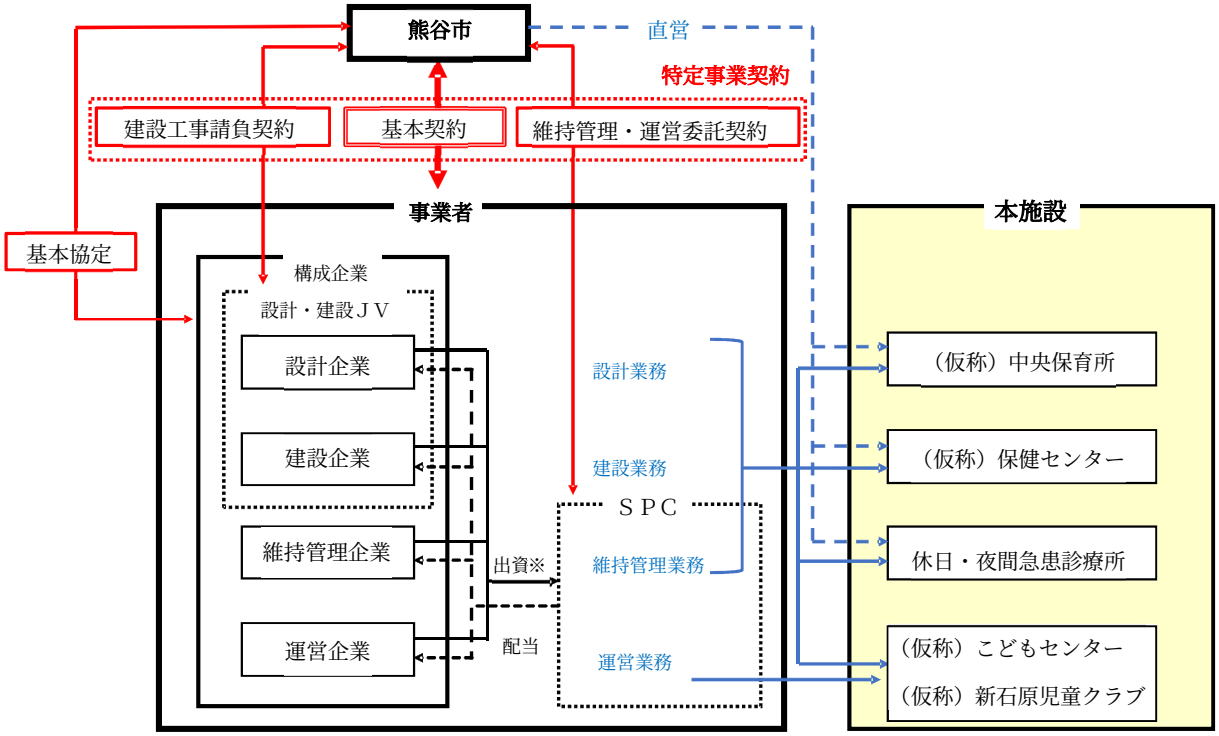
３　応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

４　問合せ先

熊谷市福祉部こども課　　担当：新島
〒360-8601　熊谷市宮町二丁目 47 番地１
TEL：048-524-1111（内線 426）
FAX：048-521-0520
Ｅ-Mail：kodomo[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp

別紙１　事業スキーム図



※　構成員のうち、代表企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業は構成員として、ＳＰＣへの出資が必要。これら以外の企業又は法人については協力企業としての参加も認める。
（協力企業として参加する場合は、ＳＰＣへの出資は認めない。）

別紙２　リスク分担表（案）

負担者：○主分担、△従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
			市	事業者	
共通	募集要項リスク	募集要項等の誤り及び内容の変更に関するもの等	○		
	応募費用リスク	応募手続に係る費用の負担		○	
	契約リスク	契約手続の中止	○	○	※1
	法令変更リスク	本事業の実施に直接関連する、法令の変更に伴う増加費用	○		
		上記以外の法制度・許認可の新設・変更		○	
	税制度変更リスク	事業者の利益に課せられる税制度の変更、新設		○	
		上記以外の税制度の変更、新設	○		
	許認可リスク	事業者の責めによらない、市が取得すべき許認可の遅延	○		
		上記以外の事由による許認可の取得遅延		○	
	住民対応リスク	本事業の実施に関する住民の反対運動、訴訟、要望等	○		
		上記以外に関する住民の反対運動、訴訟、要望等		○	
	不可抗力リスク	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△	※2
	環境問題リスク	事業者の業務に起因する環境問題（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電話障害等）に関する対応		○	
	第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由に起因する第三者への賠償	○		
		上記以外の事由による第三者への賠償		○	
	用地の瑕疵（かし）リスク	市があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等		○	
		上記以外の地質障害、地中障害物等	○		
	物価変動リスク	物価変動によるコストの増大	○	△	※3
	事業の中止･延期･遅延リスク	市の事由による事業の中止・延期・遅延	○		
		上記以外の事由による事業の中止・延期・遅延		○	
	性能リスク	要求水準未達によるもの（施工不良を含む）		○	
設計・建設リスク	測量・調査リスク	市が提示した測量・調査の不備	○		
		上記以外の測量・調査の不備		○	
	設計遅延・設計費の増大リスク	市の指示又は市の事由による設計の完了遅延・設計費の増大	○		
		上記以外の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○	
	計画・設計変更リスク	市の指示又は市の事由による大幅な計画・設計変更等	○		
		上記以外の事由による大幅な計画・設計変更等		○	
	工事遅延・工事費の増大リスク	要求水準書の不備、市の指示による工事遅延、工事費の増大	○		
		上記以外の事由による工事遅延、工事費の増大		○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
			市	事業者	
維持管理・運営リスク	遅延リスク	市の指示又は市の事由による供用開始の遅延に関するもの	○		
		上記以外の事由による供用開始の遅延に関するもの		○	
	施設の瑕疵リスク	事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかった施設の瑕疵		○	
		事業契約に規定する契約不適合責任期間後に見つかった施設の瑕疵	○		
	業務内容・用途変更リスク	市の指示による大幅な業務内容・用途の変更等	○		
		上記以外の事由による大幅な業務内容・用途の変更等		○	
	什器（じゅうき）・備品管理、更新リスク	直営施設における、什器・備品等の破損、紛失、盗難及び更新	○		
		上記以外における、什器・備品等の破損、紛失、盗難及び更新		○	
	需要変動リスク	需要変動に伴う光熱水費及び消耗品費の増大	○		
		上記以外における、需要変動に伴う維持管理費の増大		○	
	維持管理・運営費増大リスク	市の指示又は市の事由による維持管理・運営費の増大	○		
		上記以外の事由による維持管理・運営費の増大		○	
	利用者対応リスク	市が実施する業務の、利用者の苦情やトラブル対応等	○		
		上記以外の業務の、利用者の苦情やトラブル対応等		○	

※1　不正行為によるものを除き、事由の如何（いかん）を問わず、市又は事業者は自らに発生する費用を負担する。

※2　不可抗力リスクは、一定の金額以下は事業者負担、それを超える金額は市が負担する。

※3　物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合は調整する。詳細な調整方法については、特定事業契約書（案）において提示する。

様式１　実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

令和３年●月●日

熊谷市長　宛

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会 社 名	
	所 在 地	
	部 署 名	
	担当者名	
	電　　話	
	Ｆ Ａ Ｘ	
	Ｅ－mail	
提出質問数		

№	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
1							
2							
…							
(例)	実施方針	1	第１	1	（1）	事業名称	

※　Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。

様式２　実施方針及び要求水準書（案）に関する意見及び提案書

令和３年●月●日

熊谷市長　宛

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見及び提案書

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり意見・提案等がありますので提出します。

提出者	会 社 名	
	所 在 地	
	部 署 名	
	担当者名	
	電　　話	
	Ｆ Ａ Ｘ	
	Ｅ－mail	
提出意見・提案数		

№	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見・提案等の内容
1							
2							
…							
(例)	実施方針	1	第１	1	（1）	事業名称	

※　Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。

様式３　実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会及び見学会参加申込書

熊谷市長　宛

令和３年●月●日

実施方針及び要求水準書（案）に関する
説明会及び見学会参加申込書

会社名	
所在地	
部署名	
担当者名	
電話	
ＦＡＸ	
Ｅ－mail	
説明会参加者名 （最大２名）	
参加希望回	第１回　　第２回　　第３回 ※　第一希望のみ丸をつけてください。 ※　各回の定員を超えた場合先着順とし、ご希望に添えない場合は個別に連絡します。
見学会への参加	参加を希望する　　参加を希望しない

※　Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。

別図

